

建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号。以下「執行規則」という。）第2条に規定する工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。第3条及び第7条において同じ。）の規定によって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして競争入札を行う場合の事務手続に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において「調査基準価格」とは、執行規則第7条の2の調査基準価格をいう。
- 2 この要綱において「低価格入札」とは、調査基準価格を下回る価格の入札をいう。
 - 3 この要綱において「低価格入札者」とは低価格入札を行った者をいう。

(適用対象)

第3条 請負対象設計金額（以下「設計金額」という。）が1,000万円以上である工事に係る競争入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定によって落札者を決定するがあるものとして行う。

(調査基準価格の決定等)

- 第4条 契約担当職員（広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第2条第1項の契約担当職員をいう。）並びに公営企業管理者又はその委任を受けた職員（以下「契約担当職員等」という。）は、前条に規定する工事に係る契約について、予定価格の100分の82以上100分の90以下の範囲内でその都度、調査基準価格を決定する。
- 2 前項の調査基準価格の額は、予定価格算定の基礎となった額に100分の90を乗じ（10万円単位とし、端数は切り捨てる。），消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。
 - 3 契約担当職員等は、予定価格調書の入札書比較価格が記載された行の下に具体的金額を「調査基準価格○○円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に消費税及び地方消費税相当額を除した金額を「調査基準価格の税抜額○○円」と記載する。

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行規程（昭和36年監第3434号）第3条に規定する入札執行者は（以下「入札執行者」という。）は、入札公告又は入札条件等に、次の各号に掲げることを記載して、入札参加者へ周知する。

- (1) 第10条に定める低価格入札者を落札者として請負契約を締結するときの措置の概要
- (2) 調査基準価格が設けられている旨
- (3) 低価格入札があったときは、調査の上で落札者を決定し、後日通知をする旨
- (4) 低価格入札者が前号の調査に協力すべき旨
- (5) 低価格入札者は、別記1「適正な履行確保の基準」を満たすものでなければ、落札者となるない旨

(入札の執行)

- 第6条 入札執行者は、低価格入札があったときは、落札者を決定しないで開札を終了する。
- 2 入札執行者は、前項の規定によって開札を終了する際には、開札に立ち会っている入札者（入札者が開札に立ち会っていないときは、地方自治法施行令第167条の8第1項後段（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の当該入札事務に関係のない職員）に向かって、次の各号の区分に従い当該各号に定める内容の宣言をしなければならない。
- (1) 一般競争入札 「地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、調査の上、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは、通知する。」
- (2) 指名競争入札 「地方自治法施行令第167条の13において準用する同令167条の10第1項の規定により、調査の上、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは、通知する。」

(調査の実施等)

- 第7条 契約担当職員等は、前条の規定により落札者を決定しないで開札を終了したときは、直ちに、最低の価格をもって申込みをした低価格入札者（以下「調査対象者」という。）について、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。

- 2 低入札価格調査は次の手順で実施する。
- (1) 当該工事の予定価格を入札執行前に公表する場合（以下「事前公表」という。），別記1「適正な履行確保の基準」による「1数値的判断基準」を確認する。
- (2) 当該工事の契約締結後に予定価格を公表かつ第3項で定める重点的な調査（以下「重点調査」という。）の場合、契約担当職員等は、低価格入札者に対し、あらかじめ指定した期日（以下「提出期限」という。）までに第4項に定める資料及びその添付資料（以下「資料等」という。）を提出するよう、別記2「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。なお、提出期限については、資料等を求めた日から起算して3日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内を基本とする。
- (3) 事前公表かつ重点調査の場合、低価格入札者は資料等を入札期間内に契約担当職員等に提出する。
- (4) 低価格入札者は、契約担当職員等が求める資料等のほか、必要と認める任意の資料を併せて作成し、提出することができるものとし、資料等の作成に要する費用は、低価格入札者の負担とする。
- なお、資料等の作成に当たっては、別記3「低入札価格調査資料等作成要領」による。
- (5) 契約担当職員等は、調査対象者の責任者（代表者、支店長、営業所長等をいう。）からヒアリングを行う場合がある。
- (6) 契約担当職員等は、調査対象者からのヒアリング後、追加の資料提出が必要と認めたときは、提出期限までに、追加で定める資料及びその添付資料（以下「追加資料等」という。）を提出するよう求める。なお、追加資料等の提出期限は、事前に追加資料等の作成に要する期間を調査対象者に確認した上で、適切に設定する。
- 3 契約担当職員等は、次に掲げる調査対象者については、重点調査を実施する。
- (1) 予定価格の100分の75を乗じて得た額（10万円単位とし、端数は切上げる）に消費税及び地方消費税を加えた額を下回る価格で入札した調査対象者
- (2) 当該競争入札の開札時に、低価格入札者として請負契約を締結した他の工事を引渡す前で

ある調査対象者（当該競争入札が共同企業体施工である工事の競争入札である場合に、その構成員が他の低価格入札者として請負契約を締結した他の工事を引渡す前である場合を含む。）

4 第2項第2号及び3号に規定する資料等については、次のとおりとする。

- (1) 低入札価格調査資料等提出書（様式1）
- (2) 当該価格で入札した理由（様式2）
- (3) 施工体制台帳・施工体系図（様式3・4）
- (4) 手持ち工事の状況（様式5・5の1）
- (5) 配置予定技術者等名簿（様式6）
- (6) 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連（様式7）
- (7) 手持ち資材の状況（様式8）
- (8) 資材購入先一覧（様式9）
- (9) 手持ち機械の状況（様式10）
- (10) 労務者の確保計画・工種別労務者配置計画（様式11・12）
- (11) 過去に施工した公共工事名及び発注者（様式13）
- (12) 建設副産物の搬出地（様式14）
- (13) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項

5 契約担当職員等は、別記1「適正な履行確保の基準」の「2 基本的判断基準」及び広島県工事費内訳書取扱要領7（2）の事項を確認し、前項により提出された資料等がある場合は、次の内容を確認する。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式2）

調査対象者が入札した価格で安全かつ良質な施工が可能なことを確認する。

- (2) 施工体制台帳・施工体系図（様式3・4）

工事の施工にあたり、下請業者に請負わせることを予定している場合には、施工体制台帳（様式3）及び施工体系図（様式4）及びその下請業者からの見積書等の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されていることを確認する。建築工事及び設備工事にあっては、施工体制台帳及び施工体系図の提出を求め、発注者の積算に比し相当程度乖離しているなど必要と認められる場合は、その下請業者からの見積書の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されていることを確認する。

なお、次の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請業者のヒアリングを実施する。

ア 下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合

イ 下請業者の見積書等の工事内容（規格、工法及び数量等）が明確でない場合

- (3) 手持ち工事の状況（様式5）

対象工事現場附近における手持ち工事（様式5）及び対象工事に関連する手持ち工事（様式5の1）の状況から、間接費（営繕損料、現場管理費等）の節減について確認する。

- (4) 配置予定技術者等名簿（様式6）

配置を予定する技術者等（監理技術者又は主任技術者、第10条第1項第4号に規定する技術者及び現場代理人をいう。）について、必要な資格を有することを確認し、また、低価格入札者との雇用関係を健康保険証等の写しにより確認する。

- (5) 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連（様式 7）
ア 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理条件等を鑑み、経費等の節減が可能かどうかを確認する。
イ 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。
- (6) 手持ち資材の状況（様式 8）
手持ち資材を当該工事で活用するとしている場合は、具体的な数量・活用方法等及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格入札との関連性について確認する。
- (7) 資材購入先及び購入先と低価格入札者との関係（様式 9）
使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、資材販売店等の作成した見積書等により確認する。確認できない場合は、取引先の意向を確認する。
- (8) 手持ち機械の状況（様式 10）
手持ち機械を使用するとしている場合は、保有を確認する。
手持ち機械の経費が、発注者の設計金額に比し相当程度乖離していると認められる場合は、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告書における種類別明細書など、手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、書類、数量、取得時期、所得価格、評価額等の詳細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額を明らかにした書面などの提出を調査対象者に求め、当該金額の設定根拠を確認する。
- (9) 労務者の確保計画・工種別労務者配置計画（様式 11・12）
労務者の確保計画（様式 11）及び配置計画（様式 12）の面から、適切な施工が可能かを確認する。
- (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者（様式 13）
公告又は指名通知日から起算して過去 5 年間に、県発注工事において低価格入札による受注の実績があれば、工事成績評点を確認する。
- (11) 建設副産物の搬出地（様式 14）
ア 建設副産物の搬出予定地及び処理体制等が設計図書等に合致しているかを確認する。
イ 搬出予定地の作成した見積書等により、処理価格を確認する。
- 6 契約担当職員等は、重点調査を実施する場合においては、工事成績評点に関する調査（当該課（事務所）において当該低価格入札の開札日から起算して過去 2 年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が施工した工事に係る契約締結年月日、工事名及び成績状況）を行い、資料を作成する。
- 7 低価格入札について調査審議を行う公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局を所掌する課の長（以下「委員会担当課長」という。）は、重点調査を実施する場合においては、次の各号に掲げる調査を行い、資料を作成する。
- (1) 経営状況に関する調査
関係機関への照会により、経営状況を調査する。
- (2) 信用状態に関する調査
建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況等に関する調査する。
- (3) その他必要な事項
- 8 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することが明らかとなったときは、当該調

査対象者について、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、請負契約の相手方として不適当であると認めて低入札価格調査を終了することができるものとする。

- (1) 提出期限までに資料等の提出がない場合
- (2) 広島県工事費内訳書取扱要領7(2)の事項を満たさない場合
- (3) 別記1「適正な履行確保の基準」に掲げる判断基準のいずれかを満たさない場合

9 契約担当職員等は、低入札価格調査を実施したときは、その結果を低入札価格調査表（別紙様式1）に記載し、工事費内訳書及び第4項の資料等を添えて、低価格入札があった工事を所掌する課の長を経由して、委員会担当課長に通知する。ただし、第9条第2項に該当する場合に低入札価格調査を実施したときは、各地方機関における公正入札調査委員会（以下「地方機関委員会」という。）の事務局を所掌する課の長（以下「地方機関委員会担当課長」という。）に通知する。

（委員会の審議）

第8条 委員会担当課長及び地方機関委員会担当課長（以下「委員会担当課長等」という。）は、前条第9項の通知を受けたときは、同通知に添付されている低入札価格調査表、工事費内訳書及び前条第4項の資料等その他調査対象者が提出した資料を添えて、委員会及び地方機関委員会（以下「委員会等」という。）の審議に付さなければならない。

2 委員会等は、必要な審議を行い、その結果を低入札価格調査結果表（別紙様式2）により契約担当職員等に通知する。

（委員会の意見に基づく落札者の決定等）

第9条 知事並びに公営企業管理者又はその委任を受けた職員（以下「知事等」という。）は、前条第2項の規定による審議の結果をしん酌して落札者を決定し、入札執行者に通知する。この場合において、落札者とされなかった低価格入札者がある場合には落札者とされなかった理由を併せて通知する。

2 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和39年規則第56号）及び広島県公営企業事務委任規程（昭和42年工業用水道事業管理規程第七号）の規定に基づいて、調査基準価格未満の入札において地方機関で落札者を決定するものとして知事等が別に定める場合とは、地方機関において工事を発注するときで、調査基準価格を下回るすべての低価格入札者が次のいずれかに該当する場合とする。この場合には、前項の規定に関わらず、入札執行者は、前条第2項の規定により表示された結論をしん酌して落札者を決定する。

- (1) 設計金額が3億円未満の工事において、入札価格が予定価格の4分の3以上である場合
- (2) 別記1「適正な履行確保の基準」の「1数値的判断基準」の基準を満たさない場合

3 入札執行者は、第1項の通知を受けた場合又は第2項の場合、落札者に対しその旨を通知するとともに、その他の入札者に対し落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知する。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知する。

（低価格入札者と契約する場合の措置）

第10条 契約担当職員等は、低価格入札者を落札者として請負契約を締結するときは、次の各号に掲げる措置を実施する。

- (1) 契約保証の額は、請負代金額の 10 分の 3 以上とする。
 - (2) 執行規則第 54 条第 1 項の規定による契約解除が行われた場合に受注者が支払うべき違約金は、請負代金額の 10 分の 3 とする。
 - (3) 瑕疵担保責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から起算して 4 年（木造の建物等の工事及び設備工事等の場合にあっては、2 年）以内とする。
 - (4) 設計金額 5,000 万円以上の工事の場合、監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等程度の技術者（以下「低入札技術者」という。）を専任で 1 名配置しなければならないこととする。また、低入札技術者は現場代理人を兼ねることは出来ない。なお、低入札技術者の要件は、経験を除き、入札公告で定める配置予定技術者の要件と同一とする。
 - (5) 設計金額 5,000 万円未満の工事の場合、監理技術者又は主任技術者は現場代理人を兼ねることができない。
- 2 契約担当職員等は、重点調査を経た落札者と請負契約を締結するときは、前項に掲げる措置に加えて、次の各号に掲げる追加措置（以下「追加措置」という。）を実施する。
- (1) 前払金の額を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。
 - (2) 受注者は当該工事が完了し、県が引渡しを受ける日までの間、業種を問わずその者が他の県発注工事等に関する入札に参加することを認めない。
(追加措置の対象となった者が共同企業体の場合で、一部の構成員がこの要件を満たしていない場合は、当該構成員についてのみ他の県発注工事等に関する入札への参加を認めない。)
 - (3) 受注者が自ら行う施工管理とは別に、第三者による出来形管理及び品質管理の照査を追加して実施し、その記録及び関係書類を発注者に提出しなければならない。なお、第三者による照査は、設計図書で定める施工管理を、受注者の費用負担により行う。
また、第三者は、次の要件をすべて満たす者でなければならない。
 - ア 受注者と次のいずれの関係にある者でもないこと
 - (ア) 受注者の親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）
 - (イ) 受注者の子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 受注者の親会社の子会社
 - (エ) 役員又は管財人（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条の管財人及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条の管財人をいう。以下同じ。）が受注者の役員又は管財人を兼ねている者
 - (オ) その他、受注者と前記（ア）から（エ）までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者
 - (カ) 当該工事の施工を行う下請業者
 - イ 広島県の建設工事等入札参加資格の認定において当該工事の入札に参加する者に必要な資格のうち業種と格付けが同じ者、広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けている者、又は発注者が検査を専門とする団体として認める者

(総合評価方式の競争入札に準用)

第11条 前条までの規定は、地方自治法施行令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定によって、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして総合評価方式の競争入札を行う場合に準用する。この場合において、次表左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる語句は、同表右欄に掲げる語句に読み替える。

第1条	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
	最低の価格	価格その他の条件が県にとって最も有利な者
第3条	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
第6条第2項第1号	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
第6条第2項第2号	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
第7条第1項	最低の価格をもって申込みをした低価格入札者	価格その他の条件が県にとって最も有利な低価格入札者
	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
第7条第8項	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項

2 総合評価方式による競争入札については、あらかじめ最低の価格をもって申込みをした者に、低入札価格調査を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

一部改正〔平成11年4月1日〕

一部改正〔平成13年4月1日〕

一部改正〔平成14年4月1日〕

一部改正〔平成15年4月1日〕

一部改正〔平成17年4月1日〕

一部改正〔平成18年4月1日〕

一部改正〔平成19年4月1日〕

一部改正〔平成20年4月1日〕

一部改正〔平成21年4月1日〕

一部改正〔平成22年4月1日〕

全部改正〔平成22年6月1日〕

一部改正〔平成23年5月1日〕

一部改正〔平成24年6月1日〕

一部改正〔平成24年9月3日〕

一部改正〔平成25年3月1日〕

一部改正〔平成25年7月1日〕

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条、第 8 条及び第 11 条の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条及び別記 1 適正な履行確保の判断基準 1(5) の改正は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 11 条の改正は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 3 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

2 平成 25 年 3 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの期間に公告又は指名通知する工事については、次の取扱いによるものとする。

(1) 第 7 条第 2 項第 3 号に定めるヒアリングについては省略する。

(2) 第 7 条第 5 項の確認については、同項各号に定める資料の提出の有無を確認するとともに、同項第 2 号ア (ア) 及び第 11 号に定める内容を確認する。

(3) 第 7 条第 3 項の重点調査（以下「重点調査」という。）を実施する場合においては、前号に加え、同条第 5 項第 3 号及び第 5 号に定める内容を確認する。

(4) 第 7 条第 8 項の別記 1 「適正な履行確保の基準」 2 (2) から (5) については、判断に用いないものとする。

(5) 重点調査の対象となった者と請負契約を締結する場合は、第 10 条第 1 項各号に規定する措置に加え、受注者は自らが行う施工管理とは別に、第三者による施工管理を追加して実施し、その記録及び関係書類を発注者に提出しなければならないこととする。

なお、第三者による施工管理は、設計図書で定める施工管理を、受注者の費用負担により行うものとする。

また、追加して施工管理を行う第三者は、次の要件をすべて満たす者でなければならない。

ア 受注者と次のいずれの関係にある者でもないこと

(ア) 受注者の親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）

(イ) 受注者の子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）

(ウ) 受注者の親会社の子会社

(エ) 役員又は管財人（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条の管財人及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条の管財人をいう。以下同じ。）が受注者の役員又は管財人を兼ねている者

(オ) その他受注者と前記（ア）から（エ）までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

(カ) 当該工事の施工を行う下請業者

イ 広島県の建設工事等入札参加資格の認定において当該工事の入札に参加する者に必要な資格のうち業種と格付けが同じ者、広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けている者、又は発注者が検査を専門とする団体として認める者

(6) 追加して施工管理を行う第三者の技術者は、入札公告又は入札条件で定めた配置技術者となり得る国家資格等と同一の資格を有する者とする。ただし機械器具設置工事及び電気通信工事にあっては、主任技術者となり得る実務経験を有する者も認めることとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 15 日から施行する。ただし、平成 26 年 3 月 31 日までに完了する工事については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

2 第 7 条第 3 項の「当該競争入札の開札時に、低価格入札により落札した他の工事」には、平成 26 年 5 月 31 日までに公告又は指名通知した他の工事は該当しないものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

別記 1

適正な履行確保の基準

低入札価格調査を行うに当たって、低価格入札者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあつて著しく不適当であるかどうかの判断を行うための基準について次のとおり定める。

なお、低価格入札者が、次の基準のすべてを満たさない場合は、当該入札者は、原則として、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断され、落札者とはならないものとする。

1 数値的判断基準

入札書に記載した価格が、工事費総額で失格とする基準価格（以下「総額失格基準価格」という。）以上であること。

(1) 「総額失格基準価格」の算出

総額失格基準価格は、有効な入札価格を基に算出した平均の額から標準偏差※を引いた額に相当する額とする。

なお、有効な入札価格である入札参加者数が 5 者未満となった場合には、有効な入札価格の平均の額の 95% に相当する額を総額失格基準価格とする。

有効な入札価格とは、入札に参加する者に必要な資格として定める業種及び格付けの等級をいずれも満たす者が入札した額をいう。

※標準偏差 (σ) の算出式

$$\sigma^2 = \frac{1}{n-1} \sum_{i=1}^n (xi - \bar{x})^2$$

n : 入札参加者数 xi : 入札価格 x : 入札価格の平均

(2) 「総額失格基準価格」の上限

総額失格基準価格は、総額失格基準適用上限価格を上限とする。

総額失格基準適用上限価格とは、設計金額を別表「工事費内訳の区分」により、次の合計を 10 万円単位とし端数は切上げ、消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

- ア 直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

2 基本的判断基準

- (1) 低入札価格調査に際し誠実で協力的であること。
- (2) 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- (3) 工事の手抜き、下請け（予定者）へのしづ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- (4) 当該低価格入札の開札日から起算して過去2年間に県が引渡しを受けた県発注工事において、工事成績評点が65点未満の工事がないこと。
- (5) 当該低価格入札の開札日から起算して過去2年間に、品質管理、安全管理、不適切な施工体制等又は下請業者・資材業者に対する代金の支払状況等に関し、指名除外（措置日を基準日とする。）を受けていないこと。ただし、低価格入札により受注した県発注工事に関してなされたものに限る。
- (6) 第10条各項各号に規定する措置及び追加措置の履行が予定されていることが確認できること。

別表_工事費内訳の区分（土木工事）

工事の種類	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
下記以外の土木工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
鋼橋製作	直接工事費	共通仮設費 +間接労務費	現場管理費 +工場管理費	一般管理費等
電気 (一般工事)	直接工事費 +直接製作費 (機器単体費×0.6)	共通仮設費 +間接労務費 (機器単体費×0.1)	現場管理費 +工場管理費 (機器単体費×0.2) +機器間接費	一般管理費等 +機器単体費×0.1
電気 (鉄塔・反射板工事)	架設工事原価の直接工事費 +工場塗装費 +鉄塔製作費×0.6	共通仮設費 +間接労務費 (鉄塔製作費×0.3)	現場管理費 +工場管理費 (鉄塔製作費×0.1)	一般管理費等
機械設備	直接工事費 +直接製作費	共通仮設費 +間接労務費	現場管理費 +工場管理費 +据付間接費 +設計技術費	一般管理費等

備考) 用語の定義：「農林水産省土地改良工事積算基準」，「治山林道必携」，国土交通省作成の「港湾請負工事積算基準」，及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」による

別表_工事費内訳の区分（建築工事）

工事の種類	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
建築	注 1) 直接工事費×0.85	共通仮設費	現場管理費 +直接工事費×0.15	一般管理費等
	注 2) 直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費 +直接工事費×0.2	一般管理費等
解体工事(単独)	直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費 +直接工事費×0.2	一般管理費等

注 1) 建築機械設備、建築電気設備を含む

注 2) 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事

備考) 用語の定義：公共建築工事積算基準による

別表_工事費内訳の区分（下水道工事）

工事の種類	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
下水道電気設備	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
下水道機械設備	+機器費×0.6	+機器費×0.1	+据付間接費 +設計技術費 +機器費×0.2	+機器費×0.1

備考) 用語の定義：下水道用設計標準歩掛表による

別表_工事費内訳の区分（水道・工業用水道工事）

工事の種類	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
注 1) 土木工事 電気設備工事 機械設備工事 ※	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
	直接工事費 +機器費×0.6	共通仮設費 +機器費×0.1	現場管理費 +据付間接費 +設計技術費 +機器費×0.2	一般管理費等 +機器費×0.1
注 2) 土木工事 電気設備工事 機械設備工事	直接工事費 -(材料費のうち管・弁・機械等の購入費相当額×0.4)	共通仮設費 +(材料費のうち管・弁・機械等の購入費相当額×0.1)	現場管理費 +(材料費のうち管・弁・機械等の購入費相当額×0.2)	一般管理費等 +(材料費のうち管・弁・機械等の購入費相当額×0.1)

注 1) 厚生労働省水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表で積算した工事（用語の定義も同表による）

注 2) 経済産業省工業用水道事業費補助金交付要領細則で積算した工事（用語の定義も同細則による）

（※印の工事は、下水道用設計標準歩掛表による）

低入札価格調査資料等提出依頼書

平成 年 月 日

様

契約担当職員

工事名

工事場所

平成■年■月■日付けで開札のあった上記工事について、建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第7条第4項に規定する資料等を平成●年●月●日までに印刷物1部及び電子媒体（各様式）1部を提出してください。

提出しない場合及び提出した資料等が実際の施工体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがあります。

また、要綱第7条第2項によるヒアリングを行うこととなった場合には、同一の資料を●部ヒアリング時に提出してください。

提出期限までに、資料等及び追加資料等の提出がない場合は、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、請負契約の相手方として不適当であると認めて低入札価格調査を終了します。

なお、この入札における、要綱第7条第3項に規定する重点調査の適用については次のとおりです。

	根拠	適用の有無（注）
重点調査	要綱第7条第3項	適用する

（注）低入札価格調査の過程で、特に必要があると認められた場合は、適用の有無を変更する場合がある。

作成要領（各様式共通）

1. 低価格入札者は、入札期間内に提出を求めた全ての様式及び様式ごとの添付書類を記載要領に従って作成し、提出しなければならない。
2. 提出期限の翌日以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、契約担当職員等が記載要領に従った記載するよう、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 記載した内容を立証するため、様式ごとに提出すべき添付書類のほか、低価格入札者が必要と認める添付書類を提出することができる。
4. 契約担当職員等は、発注者の単価に比して相当程度乖離した価格を採用していると認める場合等、必要に応じて、様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、低価格入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために、別途の説明資料の提出を求めることがある。
5. 様式は、次のソフトによるオリジナルファイルと電子文章（Adobe Reader 11.0 以降で表示、印刷可能）を作成し、電子媒体で提出すること。ただし添付書類については、電子媒体での提出は求めない。
 - ・ワープロソフト Microsoft_Word 2010 以降
 - ・表計算ソフト Microsoft_Excel 2010 以降
6. 電子媒体による提出は、CD-R（論理フォーマットは、ISO9660（レベル1））を原則とし、ウィルスチェックを行う。ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用し、最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。
7. 電子媒体の表面には、「施行番号」、「低入札価格調査資料」、「工事名称」、「対象水系路線名」、「工事場所」、「発注者名」、「入札者名」、「使用したウィルス対策ソフト名」、「ウィルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日（西暦表示）」の項目を直接印刷、または油性フェルトペンで表記する。

様式 2 当該価格で入札した理由

【記載要領】

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該低価格入札者の事務所・倉庫等との関連、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載する。

なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

様式 3・4 施工体制台帳・施工体系図

【添付書類】

下請予定業者の押印した見積書（機械損料、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。ただし、建築工事及び設備工事にあっては、重点調査対象者を除き、契約担当職員等が求めた場合に限る。

様式 5 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

【記載要領】

本様式は、契約対象工事現場付近（半径 10km 程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。

【添付書類】

本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。

様式 5-1 手持ち工事の状況（対象工事関連）

【記載要領】

本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。

様式 6 配置予定技術者等名簿

【記載要領】

配置を予定する主任技術者又は監理技術者、低入札技術者及び現場代理人について記載する。

【添付書類】

1. 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 記載した技術者が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

様式 7 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連

【記載要領】

本様式は、低価格入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。

【添付書類】

本様式に記載した低価格入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。

様式 8 手持ち資材の状況

【記載要領】

本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。

【添付書類】

本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する写真を添付する。

様式 9 資材購入予定先一覧

【記載要領】

「購入先名」の「低価格入札者との関係」欄には、低価格入札者と購入予定業者との関係（協力会社、同族会社、資本提携会社等）を記載する。また、取引年数を括弧書きで記載する。

【添付書類】

1. 納入予定業者が押印した見積書など、積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、建築工事及び設備工事にあっては、重点調査対象者を除き、契約担当職員等が求めた場合に限る。
2. 本様式の「購入先名」の「低価格入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

様式 10 手持ち機械の状況

【記載要領】

本様式は、自社、下請負人に関わらず、契約対象工事で使用する予定の主要な手持ち機械について記載する。

【添付書類】

発注者の単価に比し相当程度乖離していると認められる場合など、契約担当職員等が指示した場合には、その保有を証明する機械管理台帳等の写し、原価の算定根拠を明らかにした書面、固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告所における種類別明細書など、手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、書類、数量、取得時期、所得価格、評価額等の詳細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額を明らかにした書面を添付する。

様式 11 労務者の確保計画

【記載要領】

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、別行に記載する。
2. 「単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、低価格入札者と当該下請会社との関係（協力会社、同族会社等）を記載し、取引年数を括弧書きで記載する。

様式 12 工種別労務者配置計画

【記載要領】

1. 本様式には、様式 13 の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」の欄には、「公共工事設計労務単価」の職種のうち必要な職種について記載する。

様式 13 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

【記載要領】

1. 本様式は、公告又は指名通知日から起算して過去 5 年間に元請として施工した同種工

事の実績について記載する。この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が 20 を超えるときは、判明している落札率の低い順に 20 の工事の実績を選んで記載する。

2. 工事ごとの契約金額、工事成績評定点等を記載する。ただし、工事成績評定点が通知されていない場合はこの限りでない。

様式 14 建設副産物の搬出地

【記載要領】

契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。なお、設計図書等において搬出地等の条件を付している場合は、条件を満足させること。

【添付書類】

1. 建設副産物の種類及び受入れ箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
2. 受け入れ予定会社が押印した見積書等を添付する。

低入札価格調査資料等提出書

平成 年 月 日

広島県○○事務所長 様

所在地又は住所

商号又は名称

(印)

〔担当者〕

〔連絡先〕

工事名

工事場所

低入札価格調査制度事務取扱要綱第7条第4項に規定する資料等を別紙のとおり提出します。

なお、各資料の記載内容は事実と相違ないことを確約します。

当該価格で入札した理由

- ◎ 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、当該工事現場と事務所・倉庫との関連、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請会社等の協力等からの面から記載する。

なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

(様式3)
平成 年 月 日

施工体制台帳

[会社名] _____

[事業所名] _____

建設業の 許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣知事 特定 第 一般	号 平成 年 月 日
	工事業	大臣知事 特定 第 一般	号 平成 年 月 日

工事名称 及び 工事内容			
発注者名 及び 住所	〒		
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

契約 営業所	区分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号 等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					

発注者の 監督員名			権限及び意見 申出方法	
--------------	--	--	----------------	--

監督員名			権限及び意見 申出方法	
現 場 代理人名			権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専 任	非専任	資格内容	
専 門 技術者名			専 門 技術者名	
資格内容			資格内容	
担 当 工事内容			担 当 工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

(様式3)

<<一次下請負人に関する事項>>

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 (TEL) - - - -)		
工事名称 及び 工事内容			
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号 平成 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号 平成 年 月 日

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名			安全衛生責任者名		
権限及び 意見申出方法			安全衛生推進者名		
※主任技術者名	専 任	非専任	雇用管理責任者名		
資 格 内 容			※専門技術者名		
			資 格 内 容		
			担当工事内容		

外国人建設就労者の 従事の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況 (有無)	有 無
-------------------------	-----	-------------------------	-----

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

(様式 5)

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工事名	発注者	工期	金額	備考

【工事費の縮減内容及び根拠】

--	--	--	--	--

【工事費の縮減内容及び根拠】

--	--	--	--	--

【工事費の縮減内容及び根拠】

--	--	--	--	--

【工事費の縮減内容及び根拠】

--	--	--	--	--

【工事費の縮減内容及び根拠】

--	--	--	--	--

※ 対象工事現場付近（半径10km程度）での手持ち工事の件名を記入し、その工事の場所が確認できる図面（対象工事の位置も記入）も作成する。なお、図面の縮尺は自由とする。

(様式 5 の 1)

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工 事 名 (工事地先名)	発 注 者	工 期	金 額	備 考

【工事費の縮減内容及び根拠】

--	--	--	--	--

【工事費の縮減内容及び根拠】

--	--	--	--	--

【工事費の縮減内容及び根拠】

--	--	--	--	--

【工事費の縮減内容及び根拠】

--	--	--	--	--

【工事費の縮減内容及び根拠】

※ 対象工事の同種又は同類の手持ち工事名を記入する。

(様式 6)

配 置 予 定 技 術 者 等 名 簿

契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連

- ◎ 分かり易い地図で契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連が明確になるよう記入する。
また、所在地も明らかにする。（縮尺は問わない。）

(様式 8)

手 持 ち 資 材 の 状 況

※ 手持ち資材の状況については、主に当該工事で使用予定の資材等を記入する。

(樣式 9)

資 材 購 入 先 一 覧

※ 「低価格入札者との関係」については、購入先予定業者との関係を記入する。

(例) 協力会社, 同族会社, 資本提携会社等

⇒ 関係を証明する規約、登録書等を添付

(様式 10)

手 持 ち 機 械 の 状 況

※ 主に当該工事に使用する予定の手持ち機械の状況を記入する。

※ 自社、下請負人に関わらず記入する。

労務者の確保計画

工種	職種	単価	員数	下請け会社名等 (取引年数)
(例) 土工	普通作業員		100	自社
土工	普通作業員		200	同族会社 (株)○○ (◎年)
配管工	配管工		120	△会員(株)☆▽ (□年)
残土処理工	運転手 (一般)		50	◇会員(有)○○ (△年)

- ※ 自社労務者と下請け労務者とは、別行に記載する。
- ※ 下請け会社との関係も明記する。
- ※ 労務単価も記入する。

(様式 1 2)

工種別労務者配置計画

(様式 1 3)

過去に施工した公共工事名及び発注者

※ 過去5か年程度で記載する。

※ 過去に施工した県発注工事で低入札の実績の案件には、備考欄に◎印を記入する。

(様式 1 4)

建設副産物の搬出地

※ 当該工事で発生する全ての建設副産物（コンクリート・アスファルト塊、建設発生木材、建設発生土等）について記入する。

(別紙様式1)

低入札価格調査表

				入札執行者名	
				開札日	
1	工事名		業者名		
2	種別	設計金額	見積金額	差額	著しい差のある理由
		千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	
3	調査項目	調査結果の概要			
	①工事の成績状況等				
	②信用状態				
	③経営状況				
	④その他の				
4	契約担当職員の意見				

注 3の①の調査欄には、当該課（事務所）が当該低価格入札の開札日から過去2年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が施工した工事に係る契約締結年月日、工事名及び成績状況を別紙調査表に記入したうえで、総括的な意見を記入する。

(別紙調査表)

(別紙様式2)

低入札価格調査結果表

(単位:円)

工事名		予定価格 A		入札執行者名		
				開札日		

低価格入札者のうち 調査を受けた者	入札価格 C	落札率 C/A (%)	調査結果の表示	
			契約の内容に適合した当否	理由
摘要	金額は税を含まない。			

平成 年 月 日調査

- 注 (1) 低価格入札者のうち調査を受けた者について、入札価格の低い順に作成すること。
(2) 「契約の内容に適合した履行の当否」の欄には「当」または「否」を記入すること。
(3) 「理由」欄は、(2)で「否」と記入した場合のみ記入することとし、その理由は具体的に記入すること。